

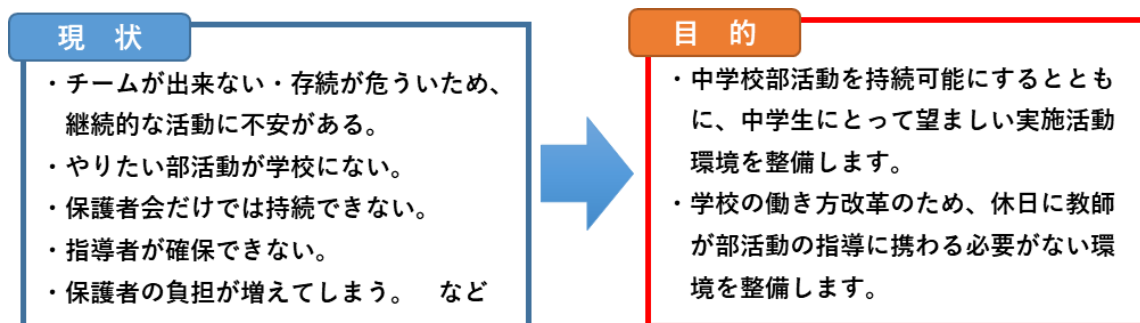
# 『可児市における部活動改革プラン』

令和7年4月

## 1. 地域クラブ活動への移行の方針

国・県の部活動ガイドラインを踏まえ、休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行します。  
岐阜県では移行期間を令和7年度末としており県内42市町村で地域移行が進められています。

可児市では、現状の学校部活動が抱える課題と休日の地域移行の課題の両方を解決できる体制整備を進め、「生徒がやりたい活動ができる中学生にとって望ましいスポーツ・文化活動の実施環境の構築」を行い、「生きる力」の育成を図ります。



可児市においては、まずは令和6年度に「休日の学校部活動」の指導部分を地域クラブ活動へ移行し、その後休日における大会参加・監督・施設利用調整などを学校が中心となって、段階的に順次地域クラブへ移行していきます。

| STEP1                                   | STEP2                                                       |       | STEP3                                                                    |       | STEP4                        |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------|
| 令和3年度                                   | 令和4年度                                                       | 令和5年度 | 令和6年度                                                                    | 令和7年度 | 令和8年度                        |
| 【制度設計期間】                                | 【試行実施期間】                                                    |       | 【本格実施期間】                                                                 |       | 【移行完了】                       |
| ・各種調査<br>・問題の整理<br>・支援制度の整備<br>・運営体制の検討 | ・学校部活動と地域クラブ活動の共同実施（学校部活動主体）<br>・共同実施から見えた課題の整理<br>・新たな体制整備 |       | ・UNICを受け皿とした地域クラブ活動の実施（休日の指導部分の移行）<br>・指導以外の部分の段階的な移行<br>・問題への対応・見直し（随時） |       | ・移行完了<br>令和7年度末までを目途に移行を目指す。 |

## 2. 地域移行の受け入れ先

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 【地域移行種別】 | 総合型地域スポーツクラブ実施型 |
|----------|-----------------|

休日の部活動がなくなるため、学校に変わり持続可能な組織運営を行うことができる体制として、社会教育活動を実践している総合型地域スポーツクラブを新たな受け皿とし、市が運営を行う。

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 【実施主体】 | 可児市（事務局：市民文化部 文化スポーツ課） |
|--------|------------------------|

部活動改革の制度設計・提案・調整、相談窓口など推進主体として管理・運営を行う。実施業務は「地域クラブ活動推進事業」として、可児UNICスポーツクラブ（以下「UNIC」）へ業務委託し実施する。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 【運営主体】 | 一般社団法人可児UNICスポーツクラブ |
|--------|---------------------|

可児市からの委託によりUNICが運営主体となり、UNICの組織体制を活用した個人・団体会員登録・管理、指導者登録・管理・報酬支払、保険加入・事故対応等各種事務を行う。UNICによる持続可能な組織運営体制を構築していく。

### 3. これからの部活動の実施体制

- 平日の活動は、学校部活動。
- 休日の活動は、地域クラブ活動。
- 中体連大会は、学校部活動として出場。
- 競技団体主催大会は、学校又は地域クラブとして出場。

| 〇〇中学校〇〇部                      |   |   |   |   |                                     |   |
|-------------------------------|---|---|---|---|-------------------------------------|---|
| 月                             | 火 | 水 | 木 | 金 | 土                                   | 日 |
| 「学校部活動」<br>(実施:学校)<br>(運営:学校) |   |   |   |   | 「地域クラブ活動」<br>(実施:可児市)<br>(運営:UINIC) |   |
| 〇〇中学校〇〇部保護者会                  |   |   |   |   |                                     |   |

### 4. 部活動改革に伴う活動種別

#### [平日の活動]

##### 学校部活動

学校教育活動の一環として、スポーツや文化、学問等に興味と関心をもつ同好の生徒が、教職員の指導の下に、平日において自発的・自主的に活動するもの。

#### [休日の活動]

##### 地域クラブ活動

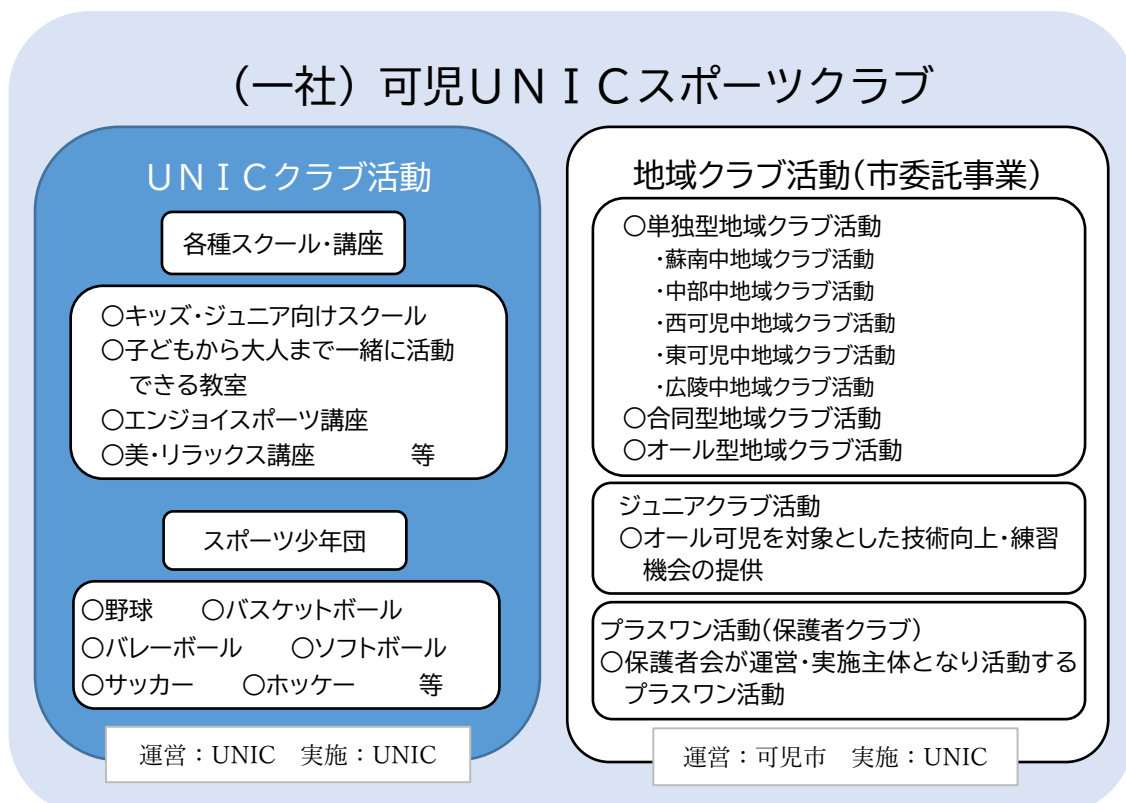
学校部活動にある種目をもとに、中学校区を基本単位として、可児市全体で活動・チーム編成ができる体制（単独型、合同型、オール型）により、UNICに加入（学校の管理外）して行う地域のクラブ活動。（UNICへの加入には、年会費1,000円が必要）

##### ジュニアクラブ活動

学校部活動及び地域クラブ活動において、技術の向上や合同での練習機会などさらに充実させたい生徒の希望に答える活動で、学校単位に関わらず、UNICに加入（学校の管理外）して、オール可児での活動・練習を行う地域のクラブ活動。（活動・練習の場であり試合参加はなし）

### 5. 休日の活動体制

休日の活動の受け皿として、UNICが「地域クラブ活動」を設置し、新たな活動環境を整備します。



## 6. 地域クラブ活動の費用負担

地域クラブ活動への参加は、「希望加入制」であり、「可児UNICスポーツクラブへの加入及び年会費」が必要となります。年会費は「1,000円」で、各種事務処理に係る費用として使われます。

可児市では、保護者負担が高額にならないように、「指導者謝金」「保険料（生徒及び指導者）」の費用は市が負担します。また、謝金支払、保険加入等の事務はUNICにて行います。

## 7. 活動時間及び休養日の設定

### 【活動時間】

|                 | 活動内容    | 活動時間  | 夜間練習                     |
|-----------------|---------|-------|--------------------------|
| ①平日             | 学校部活動   | 2時間程度 | 学校部活動・地域クラブ活動<br>18:00まで |
| ②休日（土曜日、日曜日、祝日） | 地域クラブ活動 | 3時間程度 |                          |

※生徒の健康管理や事故防止の観点から、学校部活動、地域クラブ活動が同日に重なった場合、各責任者は連携を取り合い長時間になり過ぎないように配慮する。

※大会等の場合の活動時間は上記の限りではないが、対外試合等はできる限り終日にならないよう配慮する。また、日頃から合理的かつ効率的・効果的な活動となるようよう心掛ける。

### 【休養日】

|     | 活動内容    | 休養日                                             | 活動自粛期間                                                                                                                            |
|-----|---------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①平日 | 学校部活動   | 5日間で1日以上                                        | ①学校の定期テスト（中間テスト・期末テスト等）前の1週間程度<br>②指導者・保護者共に活動場所に不在の場合<br>③気象警報及び熱中症警報発令時、又はそれに準ずる気象状況で、学校が部活動を控えている場合<br>④校内で法定伝染病が流行し感染の恐れがある場合 |
| ②休日 | 地域クラブ活動 | ・第3日曜日「家庭の日」<br>・土・日曜日のいずれか<br>・長期休業中におけるオフシーズン |                                                                                                                                   |

※平日の学校部活動の活動時間が十分に取れない週については、土日の両日に地域クラブ活動を半日（3時間程度）活動することも可能とするが、その場合は、生徒に過度な負担がかからないように十分配慮すること。（過度な負担への配慮参照）

※大会や対外試合等で、休日に連続して活動する場合は、必ず別に休養日を設ける。

### ■過度な負担への配慮【活動時間制限：11時間ルールについて】

平日：2時間程度 1日以上 of 休養日 休日：3時間程度 土日いずれかを休養日

〈例：1週間の活動可能時間〉

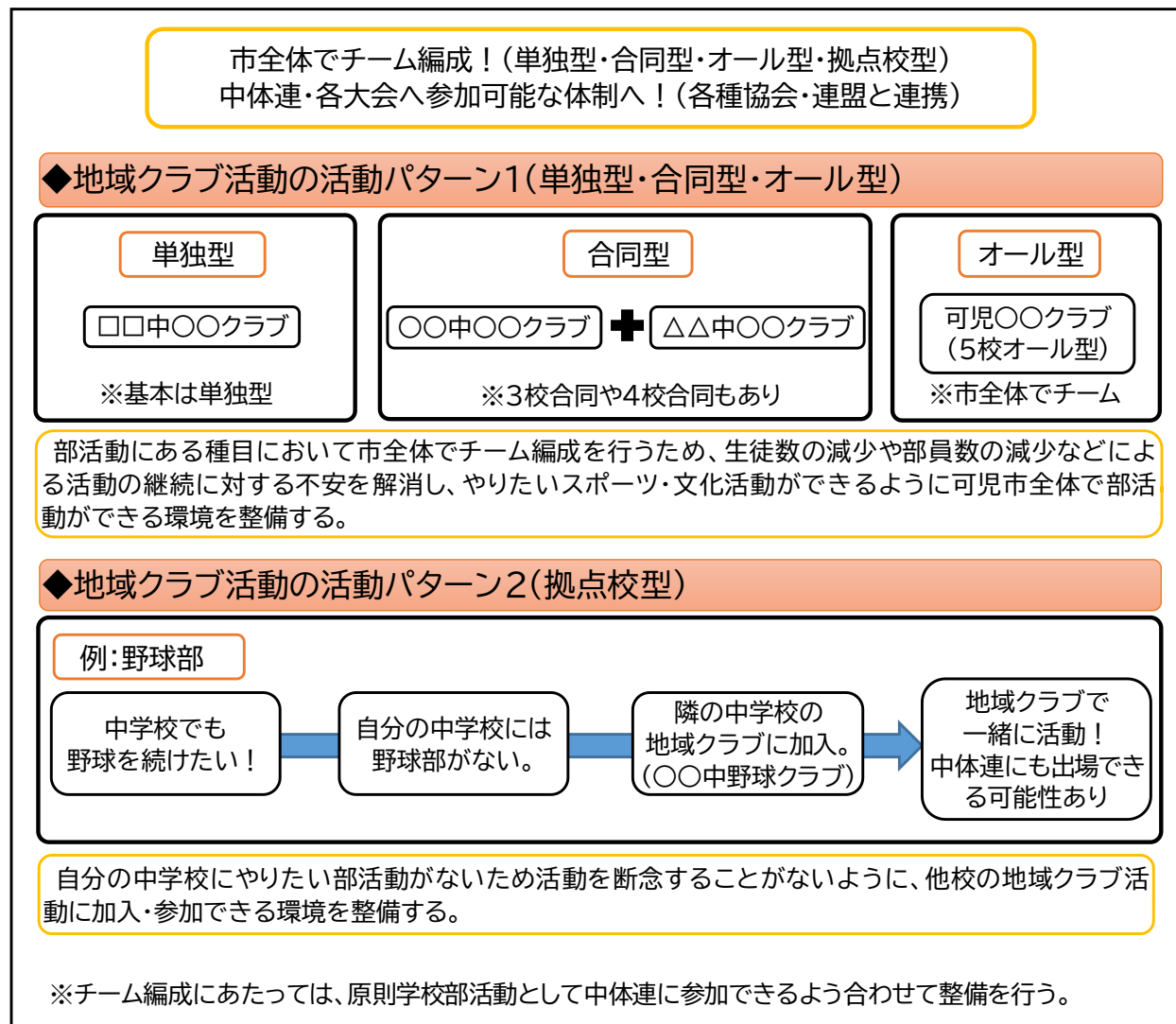
| 月     | 火   | 水  | 木   | 金   | 土       | 日  |
|-------|-----|----|-----|-----|---------|----|
| 2時間   | 2時間 | 休み | 2時間 | 2時間 | 3時間     | 休み |
| 学校部活動 |     |    |     |     | 地域クラブ活動 |    |

- ・現在の活動時間ルールにおける最大の活動可能時間は平日8時間+休日3時間＝11時間とする。
- ・平日の学校部活動・地域クラブ活動が十分に取れない週やプラスワン活動により活動を補完する場合も週の活動合計時間は11時間以内とする。（大会・練習試合等は除く。週の活動時間は、月曜日を起算日として日曜日までで算出する。）

## 8. 地域クラブの活動パターン

地域クラブ活動は学校部活動が抱える人数不足等に対応するため、下記の2つのパターンにより、「生徒がやりたい活動ができる環境整備」を行います。

チーム編成の基本は「単独型」となりますが、単独で出来ない場合は「合同型」、合同でもできない場合は「オール型」の地域クラブ活動を構築します。



○原則学校部活動として中体連に参加することから、合同方式※、拠点校方式※を用いた学校部活動の体制整備を行う。

※合同方式・・・部活動の部員が少なく単独チーム編成が出来ない場合の救済措置であり、複数校合同チームで参加することをいう。

※拠点校方式・・・在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を同じ市町村立中学校の一つの学校に受け入れて行う部活動のことをいう。

## 9. 複数校合同部活動の編成

複数校合同部活動は、「単一校において、希望する生徒はいるが部を設置していない」、「部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができない」等の場合の救済措置として設けられた制度です。

可児市立の中学校においては、これまで複数校合同部活動の編成に関するルールや取り決め等がなく、事案の発生した都度に、部活動顧問等を中心に話し合いでチーム編成を進めてきましたが、少子化や生徒の部活動離れ等で部員数の減少が進む中、制度の活用は今後大幅に進むものと予想されます。

こうした状況を踏まえ、可児市立中学校の複数校合同部活動の編成方法を定めることで、生徒の「やりたい活動ができる」環境を整えつつ、生徒や保護者、顧問の負担や不安を軽減し、持続可能な学校部活動・地域クラブ活動の推進を図るものです。

### 【複数校合同部活動の編成方法】

可児市立中学校における「合同方式による複数校合同部活動」（以下「合同チーム」という。）の編成にあたっては、「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「岐阜県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規程」等によるほか、次により行うものとする。

#### 合同チームの編成方法

- ①合同チームの編成にあたり、市内を2地域（西部・東部）に区分し、それぞれの地域の構成中学校を次のとおりとする。

| 地域名 | 構成中学校                |
|-----|----------------------|
| 西部  | 西可児中学校、広陵中学校、（蘇南中学校） |
| 東部  | 中部中学校、東可児中学校、（蘇南中学校） |

※蘇南中学校は両地域に重複

- ②合同チームについては、移動に伴う生徒の負担等を考慮し、同一地域の学校間で編成するものとし、2地域とも蘇南中学校を除いた2校でチーム編成することを優先する。ただし、各校の部員数や種目の開設状況、合同チームの継続状況、他市町村の学校とのチーム編成等、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- ③合同チームの編成にあたっては、原則として単独でチーム編成ができない学校から母体となる学校に声掛けを行い、協議を開始するものとする。（単独でチーム編成できない学校同士の場合は、どちらから声掛けしても構わない。）
- ④各中学校は、合同チームを編成する場合、生徒、保護者、指導者（外部指導者・地域指導者）に速やかに説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

※上記編成方法は、「拠点校方式による複数校合同部活動」（以下「拠点校部活動」という。）を編成する際にも準用する。

※地域クラブ活動は、学校部活動を補完する活動であるため、活動（チーム）体系は学校部活動と同じとなります。



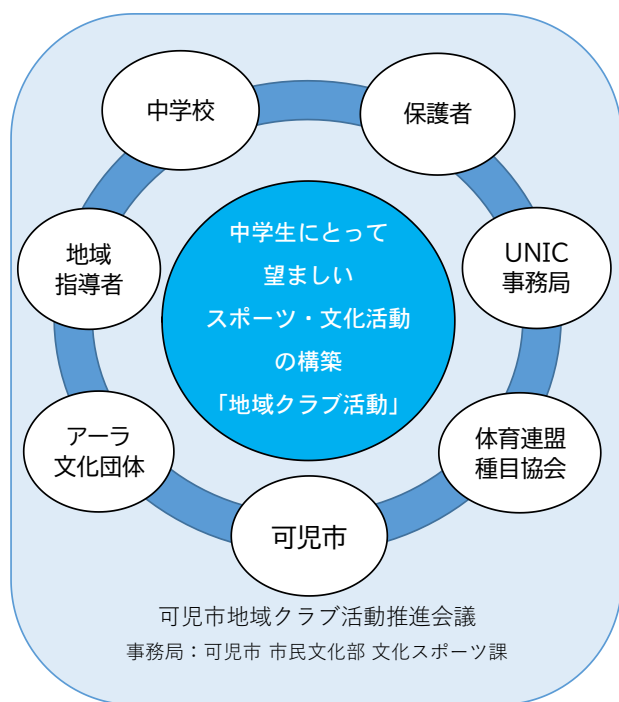
## 10. 施設利用の減免

学校の部活動及び地域クラブ活動で市内公共施設（地区センター、体育施設（カヤバスタジアムは除く））を使用する場合は、中学生期のスポーツ・文化活動の推進と公平性・公益性の観点から、以下のとおり使用料を減免する。 ※申請方法等については施設毎の規定に従ってください。

- 活動時間+準備及び片付けの時間（1時間）までは減免（無料）対象。
  - 平日：3時間（活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間）
  - 休日：4時間（活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間）
- 減免時間を超えた場合は有料。
- 練習試合の場合も減免対象。
- 大会の場合は、「学校体育施設優先使用申請書」と「大会要項」と提出で減免（無料）。
  - ※テニスコートにおいては、減免利用時であっても照明料金は有料。
    - 〈鳴子近隣公園テニスコート〉
      - ・使用コートは2面まで。
    - 〈可児市運動公園テニスコート（カヤバテニスコート）〉
      - ・使用コートは3面まで。
  - ※「可児市文化創造センター」及び「カヤバスタジアム」については、減免なし。

## 11. 地域クラブ活動推進体制

可児市部活動改革を推進するにあたっては、お互いが目的を共有して当事者意識を持ち、良い結果を生み出していく「協働型推進体制」で推進します。



【可児市部活動改革「協働型」推進体制図】

### 【役割分担】

- 保護者
    - ・保護者会運営、活動支援、指導者推薦等
  - 中学校
    - ・学校部活動、地域クラブ連携、地域引継ぎ等
  - 地域指導者
    - ・地域クラブ指導、学校連携、学校引継ぎ等
  - 体育連盟・種目協会
    - ・指導者派遣、指導者講習会、種目協会連携等
  - アーラ・文化団体
    - ・指導者派遣、指導者講習会、種目協会連携等
  - UNIC事務局
    - ・各種事務手続き、体制整備、保険対応等
  - 可児市
    - ・公共施設利用、制度推進
    - ・学校施設利用・整備・備品、兼職兼業等
  - ◎可児市地域クラブ活動推進会議
    - ・仕組みづくり、支援制度の制定等
- （事務局：可児市市民文化部文化スポーツ課）
- ・総括事務局、制度設計・提案・調整・連絡、相談窓口、部活動改革推進主体等

## 12. 学校部活動・地域クラブ活動の実施

### [保護者会（地域クラブ活動の支援）]

#### （１）団体登録・個人登録・指導者登録

- ・地域クラブ活動の団体登録・個人登録は、保護者会が「地域クラブ活動届出書・可児UNICスポーツクラブ申込書」及び「地域クラブ参加生徒名簿」を作成し、UNICに提出する。
- ・指導者登録は、「地域クラブ指導者名簿」を併せて作成し、UNICに提出する。  
※新規登録の場合は、「地域クラブ活動指導者承諾書」も提出する。  
※提出していただいた名簿（生徒・指導者）をもとにUNICにて「スポーツ安全保険」に加入。事故が発生した場合は、速やかにUNICに連絡すること。
- ・UNICの年会費1,000円/人を集金し、UNICに支払う。  
※年会費は年度当初に支払いを行う。1年生をはじめ、新たな部員が加入した場合は、入部後追加名簿提出とともに年会費を支払う。

#### （２）活動計画

- ・学校の行事・大会等、学校部活動顧問及び地域指導者とよく話し合って作成し、UNICに提出する。
- ・活動時間や休養日については「7. 活動時間及び休養日の設定」に留意すること。

#### （３）指導者の推薦

- ・地域指導者は保護者会からの推薦を基本とする。
- ・登録方法については上記「（１）団体登録・個人登録・指導者登録」を参照。

#### （４）保護者会運営

- ・保護者総会を定期的に開催し、活動内容等の共通理解を図るとともに諸問題の合意形成を図る。
- ・消耗品の購入や大会参加費用等に使用するため、部費を徴収し、会計管理を行う。

#### （５）プラスワン活動

- ・地域クラブ活動を行う保護者会において、活動をさらに求めようと希望する生徒がプラスする活動（プラスワン活動）としてUNICに団体登録を行いUNIC活動として保護者の管理下で活動を行う。
- ・プラスワン活動の実施の可否は、保護者会にて決定する。
- ・UNICの登録団体であるが、プラスワン活動の運営はすべて保護者会で行う。
- ・生徒への過度な負担とならないよう十分配慮する。（プラスワン活動も、11時間ルールの対象となる活動です。）

### [中学校（学校部活動、地域クラブ活動の支援）]

#### （１）学校部活動の実施

- ・平日の部活動の指導を行う。

#### （２）保護者会支援

- ・団体登録・個人登録・指導者登録のための必要書類の作成に協力する。
- ・活動計画の作成に協力する。作成する際には保護者会と学校行事や大会等の確認を行う。
- ・指導者の確保・選定に協力する。

#### （３）活動場所の確保

- ・活動場所は原則、学校施設とし、学校施設の予約調整については学校で行う。
- ・学校以外の施設を利用する場合は、それぞれの施設の利用方法に従う。なお、市内公共施設（地区センター、体育施設（カヤバスタジアムは除く））については、一定の条件の下で利用料を減免する。（この場合の申請者は学校名又は学校長名、市に登録されている地域クラブ名であること。）

#### (4) 大会参加

- ・中体連の大会は、原則学校部活動として参加し、大会の申し込みやコーチ・監督・引率等は学校にて対応する。(※競技毎に定める参加条件を満たせば、地域クラブとして大会参加することも可能)
- ・上記以外の大会については、学校(顧問)と指導者等で協議のうえ参加形態(学校部活動、地域クラブ活動)等を決定する。なお、地域クラブとして参加する場合も、参加申し込みや事務手続き等、可能な範囲で支援を行う。
- ・登録メンバーやペアの人選等は、地域指導者と連携して対応する。

#### (5) 地域クラブ活動支援

- ・学校が中心となり、定期的に三者協議(学校・保護者・地域指導者)の場を設け、改善点や意見・提案をまとめ、市事務局(文化スポーツ課)に提出すること。
- ・「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」を作成し、指導記録のやり取りを行う。
- ・地域指導者や保護者会と情報共有、連携を行い、生徒の学校での様子や、地域クラブ活動中の様子を顧問、地域指導者、保護者会が共有し、生徒一人一人の状況に応じた対応に努める。
- ・日常的に、顧問と地域指導者が連絡を取りつつ、お互いに対等な立場で連携を図っていく。
- ・問題発生時には、連携・協力して対応を行う。

### 【地域指導者(休日の指導、学校部活動連携)】

#### (1) 休日の指導

- ・休日の地域クラブ活動の指導・支援を行う。
- ・「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」を作成し、指導記録のやり取りを行う。

#### (2) 学校部活動との連携

- ・日常的に、顧問と地域指導者が連絡を取りつつ、お互いに対等な立場で連携を図っていく。
- ・学校・保護者会と情報共有、連携を行い、生徒の学校での様子や、地域クラブ活動中の様子を顧問、地域指導者、保護者会が共有し、生徒一人一人の状況に応じた対応に努める。

### 【地域指導者の区分、要件、勤務内容・報酬等】

#### ①区分

地域指導者に「指導者」及び「サポーター」の2つの区分を設け、地域指導者として登録(新規または継続)する際に、どちらかの区分を選択する。それぞれの区分については、次のとおり定義する。

指導者：日頃から活動種目に関する知識技能、指導技術等の習得・向上に努めるとともに、学校と連携し、学校部活動の教育的意義も踏まえながら、地域クラブ活動において生徒の指導等にあたる者をいう。

サポーター：学校部活動の教育的意義も踏まえながら生徒と関わり、活動時の見守りや球拾い等、地域クラブ活動において補助的支援にあたる者をいう。

#### ②要件

地域指導者は、以下の条件を満たした社会人とする。

##### 【指導者・サポーター共通事項】

- ア 成人(18歳)に達している。(学生、教職員も可とする)
- イ 市が実施または指定する指導者講習会を受講している。
- ウ 市の指針等に基づいて生徒と関与することができる。

※ ふさわしくない行為が生じた場合は、速やかに保護者、学校、市(文化スポーツ課)、体育



連盟に報告するとともに、二者連携会議で審議し、部、クラブ全体で対処する。ふさわしくない行為が認められた地域指導者は、学校、該当クラブ、市（文化スポーツ課）、体育連盟の合意の下、委嘱・登録を取り消す。

※ ふさわしくない行為…暴言、暴力、セクシャルハラスメント、人権侵害、学校の規則を守らない、顧問の指示や連絡等の無視、生徒及び保護者との継続的なトラブル等。

#### 【指導者のみ対象事項】

エ 国・県・市の指針等に基づいて指導できる。（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性・思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導）

オ 研鑽を重ねるなど、日頃から必要な知識や技術（種目に関する知識技能、指導技術、生徒理解等）の習得に努めている。

カ 長期的・継続的に指導できる。（原則１年以上とするが、３年以上が望ましい）

### ③勤務内容・報酬等

地域指導者の勤務内容及び報酬の対象者・金額・支給条件等は、「指導者」及び「サポーター」の区分毎に次のとおりとする。

#### 【指導者】

##### ① 勤務内容

勤務日時：休日（土曜日、日曜日、祝日）の１日３時間程度

主な職務：休日の地域クラブ活動における実技指導

※これまで学校（顧問）が担ってきた指導以外の部分（大会の参加申込みや引率・監督、施設の利用調整等）については、学校が中心となって地域に移行できる仕組みを構築し、種目差・地域差等を考慮しながら段階的に地域に移行していく。

##### ② 報酬

対 象 者：地域指導者のうち、「指導者」として登録した者

報 酬 額：１,０００円／時間（１日当たり３時間限度）

ひと月の上限（１日の指導者配置上限は２名）

１日：１,０００円×３時間＝３,０００円

１月：月に土日が４回の場合 ⇒ ３,０００円×４回＝１２,０００円

月に土日が５回の場合 ⇒ ３,０００円×５回＝１５,０００円

#### 【サポーター】

##### ① 勤務内容

勤務日時：指導者に同じ

主な職務：休日の地域クラブ活動における補助的支援

##### ② 報酬

対 象 者：地域指導者（「サポーター」又は「指導者」）として登録した者

報 酬 額：１,０００円／日

ひと月の上限（１日のサポーター配置上限は２名）

１日：１,０００円×１日＝１,０００円

１月：月に土日が４回の場合 ⇒ １,０００円×４回＝４,０００円

月に土日が５回の場合 ⇒ １,０００円×５回＝５,０００円

そ の 他：「指導者」として登録している者を、サポーター報酬の対象とする場合は、当該報酬対象日に指導者報酬との重複がないこと及び１時間以上の指導を行っていることが条件となる。

#### 【注意事項（指導者・サポーター共通）】

・土日の回数は、クラブ毎に年度内の活動曜日（土曜日又は日曜日のうち主に活動を行う曜日）

を固定して算定します。

- ・報酬は、「指導者」、「サポーター」の区分を問わず、同一人につき対象月の土日の回数分を上限とします。ただし、複数クラブで地域指導者登録している場合は、地域クラブ毎に上限回数を適用します。
- ・プラスワン活動は、報酬の対象とはなりません。

## [各種団体（指導者確保、活動連携）「体育連盟・種目協会・文化団体」]

### （１）指導者の確保

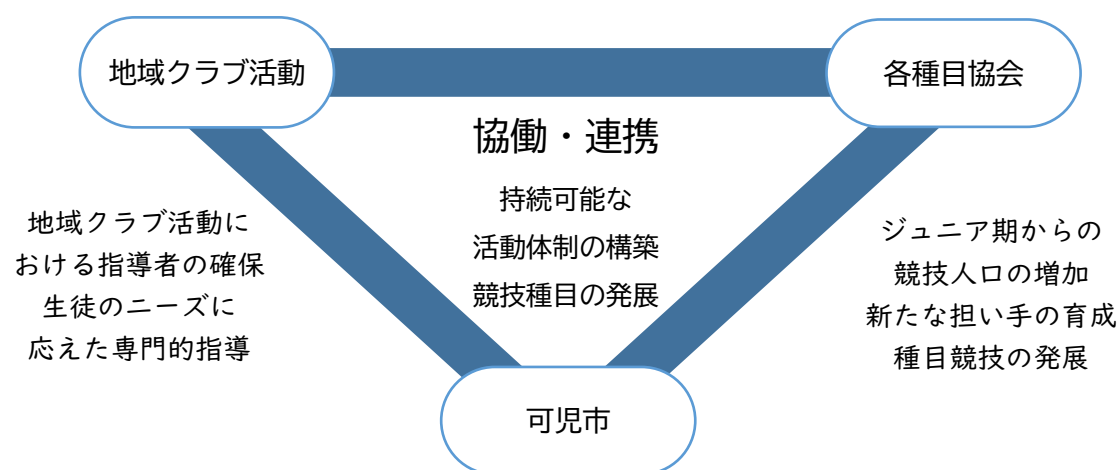
- ・保護者会と学校にて指導者が確保できない場合は、市（文化スポーツ課）に相談するものとし、市は体育連盟、各種目協会、文化団体等と協力して指導者の確保に努めるものとする。

### （２）活動連携

- ・「もっと活動したい、専門的な指導を受けたい」という要求に応えるため、各種目協会において種目競技の活性化を目的とした活動を検討するとともに、連携体制の構築や指導者発掘を行う。

### （３）指導者講習会

- ・指導技術だけでなく学校での教育方針や部活動の教育的意義を理解した指導者を確保・育成するため、指導者講習会を実施する。



**「部活動改革の推進」と「種目競技の活性化」の両方を実現！！**

## [UNIC事務局（実施主体）]

### （１）団体登録・個人登録・地域指導者登録

- ・保護者会から届出書を受理後、UNICの団体登録・個人登録・地域指導者登録及び管理を行う。
- ・必要に応じて地域指導者への連絡（講習会受講等）を行う。

### （２）保険加入・事故対応

- ・生徒及び指導者の保険加入を行う。また、必要に応じ連絡調整を行う。
- ・事故があった際の事故報告書の作成や保険会社との交渉を行う。

### （３）指導者謝金

- ・地域指導者の活動実績の取りまとめや地域指導者の謝金支払を行う。

### （４）各種団体連携

- ・各種目協会から派遣された指導者の配置調整を行う。
- ・学校・保護者会・地域指導者・各種目協会・団体・可児市と連携し、地域クラブ活動による地域移行を推進する。

## 〔可児市（運営主体）「事務局：文化スポーツ課」〕

### （１）可児市地域クラブ活動推進会議の運営

- ・関係者・関係団体による推進会議を立ち上げ、地域の意見をもとに実情に応じた持続可能で多様な環境整備のための協議や仕組みづくりを行う。

### （２）活動体制整備

- ・U N I C事務局へのコーディネーターの配置など、事務局体制整備を行う。
- ・地域クラブ活動の実情に合わせた部活動改革の推進体制を整備する。
- ・学校施設の安全管理、施設修繕、備品管理等を行う。（教育委員会）
- ・兼職兼業許可の運営を行う。（教育委員会）

### （３）支援体制整備

- ・地域クラブ活動の実情の合わせた補助制度や支援制度の検討を行う。
- ・「地域クラブ活動推進事業」として、予算確保や支援制度の実施を行う。

### （４）相談窓口

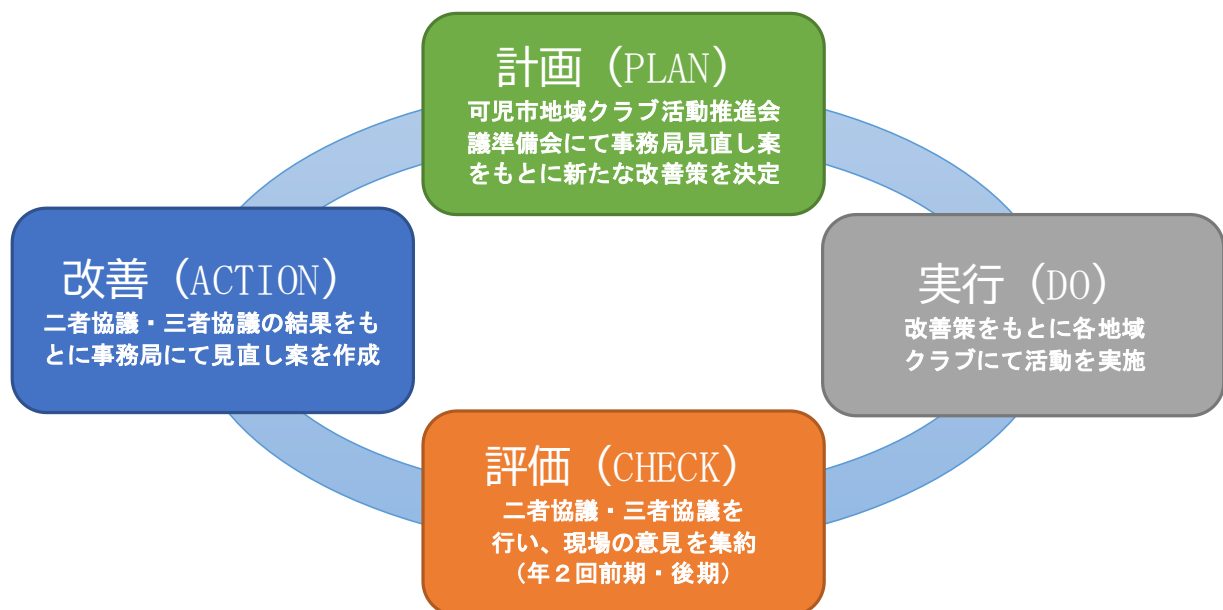
- ・部活動改革における相談窓口を設置する。（文化スポーツ課対応）

## 13. 今後の地域移行に向けた取り組みについて

部活動改革は、生徒たちがやりたい活動ができる環境を整備していくとともに、教員の働き方改革を図る改革です。また、学校部活動を補完するための休日の部活動の改革であり、学校部活動ありきの改革です。

部活動改革自体は、発展途上であり、「やってみる・見直す・修正する」いわゆるトライ＆エラーを繰り返して改革を進めていきます。今後も引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

また、改革を進めるにあたり、部活動の良さである体力や技能の向上、さらには、他学年との交流、人間関係の形成など多様な学びの場であることもPRして加入率向上を図るとともに、文化活動やスポーツ活動の更なる推進・向上を図ってまいります。



## 14. 部活動改革Q & A

### Q 1 休日の部活動が地域（UNIC）に移行することで何が変わるのか？

- A
- ・基本的にはこれまでと変わりません。休日に学校の部活動がなくなるので、学校が行っていた部分をUNICが担って部活動を地域クラブ活動として継続します。
  - ・変わる部分として休日の指導者が顧問から地域指導者になること、休日の活動である地域クラブ活動は、学校の管理外の活動であるため、学校に変わり「保険料の加入・事故対応」「指導者の参加管理・報酬支払」「団体登録」「会員登録」「指導者登録」についての事務についてはUNICに移行します。それ以外の部分は学校が中心となって段階的に移行します。

### Q 2 活動場所や備品はこれまでどおり中学校を使用できるのか？

- A
- ・部活動を補完する活動であるため、これまでと同様に中学校施設・備品を利用できます。
  - ・文化部においても、これまでと同様に音楽室等を利用できるようにしています。

### Q 3 指導者の確保に苦慮しているが、指導者も探してもらえるのか？

- A
- ・指導者は「保護者会・指導者・学校からの推薦」を基本としますが、確保できない場合は、市（文化スポーツ課）にご相談ください。

### Q 4 中体連への参加の扱いは部活動になるのか地域クラブ活動になるのか？

- A
- ・中体連は学校での参加となるため学校部活動です。

### Q 5 市の施設を利用する場合、利用料の減免はあるのか？

- A
- ・地域クラブ活動による公共施設の利用料は、カヤバスタジアムやアーラを除き、一定の条件の下で「減免」となります。

### Q 6 地域移行により経済的負担が増えるのか？

- A
- ・UNICへの加入及び年会費1,000円が必要となります。これは「各種事務処理のための費用」です。可児市は保護者の負担が高額にならないように、「指導者謝金」「保険料（生徒及び指導者）」の費用は市で負担し、手続きはUNICにて行います。

### Q 7 地域クラブ活動になることで指導が厳しくなったり練習量が増えたりなどの心配はないか？

- A
- ・地域クラブ活動は、学校部活動を補完する社会教育活動です。そのため、部活動と同じく、教育的意義を継承・発展させた活動としています。
  - ・指導者においても、指導者講習を受講し、資質向上や生徒の心身の健康管理に努めます。

### Q 8 合同チームの編成は誰が行うのか？

- A
- ・合同チームについては、中体連等の規定に基づく必要があることから、市が調整を行い、各中学校と協議しますが、最終的には該当の中学校が決定します。

### Q 9 地域クラブ化に伴い、他校や他地区の生徒も参加できるクラブになるのか？

- A
- 本市の地域クラブ活動は、学校部活動を補完する活動と位置付けており、いわゆる「クラブチーム化」するものではありません。従って、正規に合同チームや拠点校部活として認められている場合や合同練習を行う場合等を除き、他校や他地区の生徒が参加することはありません。

### Q10 平日の活動がないため、保護者が中心となって活動しているが、減免や保険はどうなるのか？

- A
- ・地域クラブの生徒全員を対象とし、保護者が中心となって行う活動は「プラスワン活動」といい、地域クラブ活動の1つに位置付けています。UNICに団体登録して活動する必要がありますが、施設利用料の減免や保険適用については、通常地域クラブ活動と同じです。